

アジア駐在員入門／ビジネス法務塾／ウェビナー台湾編のご案内

萬國法律事務所およびOne Asia Lawyers Groupは、台湾に新たに赴任された駐在員の方、取締役の方、契約担当者の方、またはそのような方を日本から支援する法務部・コンプライアンス部・海外事業部の方を対象にビジネス法務塾ウェビナーを開催いたします。

昨今の米中対立、新興国の台頭などに伴い国際社会は今、時代を画する変化の中にあります。国境を越えた経済活動が活発になり、パワーバランスの変化が加速・複雑化する中、目覚ましい発展を遂げているASEAN、グローバルサウス地域の重要性は高まっています。日本企業は長年、台湾においてビジネスを展開しており、現地国での市場拡大、ビジネス成長のスピードアップが日本本社から大きく期待される中、競争に勝ち抜くための経営資源は営業・マーケティングなどに集中し、現地法人のバックオフィス運営体制の構築はどうしても後手になりがちですが、ビジネスがグローバル規模になればなるほど、世界的観点でも会社を健全に運営するための法制度は年々厳しさを増しています。特に近年アジア諸国においては、法令遵守（コンプライアンス）が日本以上に厳しくなっており、さらに内部統制が求められるようになっていくことから、駐在員として求められるのは「ビジネスの成長」だけではなく、「ビジネスを成長させながら複雑で頻繁に変わる法制度に柔軟に対応しながら現地法人を運営する」ことにシフトしつつあります。

当ウェビナーは、台湾の駐在員、取締役、契約担当者の方々向けに、台湾のビジネス慣習およびビジネスに関連した法律の知識を習得することを目的としており、当該ウェビナーを受講していただければ、台湾における法務の基本的な知識を網羅的に理解できる内容となっております。特に、当セミナーでは、単なる法律知識の習得に限らず、ローカル企業との交渉方法、ローカル人材の労務管理方法、アジア諸国における債権管理方法など、ビジネスの観点から必須となる実践的な情報を提供いたします。

セミナー内容

- 1 ビジネス慣習（台湾の商習慣、法体系・歴史、ローカル企業との交渉方法等）
- 2 現地法人の管理方法（台湾の会社法の概要、直近の会社法改正点、日本の会社との管理方法の相違点、取締役の義務等）
- 3 労務管理（台湾の労働法の概要・直近の労働法改正点、労働契約管理方法、ハラスメント防止方法、当局との対応方法等）
- 4 情報管理（台湾の個人情報保護法・直近の摘発事例、当局との対応方法等）
- 5 債権管理（台湾において債権回収を確実にを行う方法・担保の取得方法、紛争解決制度等）
- 6 知的財産管理（台湾における商標・著作権管理方法等）

開催概要

- ・日時：2025年1月14日
14時～17時（台湾時間） / 15時～18時（日本時間）
- ・開催場所：台湾現地開催（政大公企中心A604号室-台北市大安區金華街187號）
およびオンライン（Zoom）
- ・定員（現在開催）：60名
（オンライン）：人数制限はございません。

言語：日本語

参加費：無料

参加方法：現地（台湾）開催／オンライン

登録方法：<https://forms.gle/nr2mt8SGw2QbdFveA>

上記 URL から事前登録をお願い致します。オンライン参加の方へは登録完了後、開催日までに視聴リンクをご送付します。

※事前登録が完了しますと確認メールが自動送信されます。

※お申込に係る個人情報は、本ウェビナーの受付事務および今後のウェビナーのご案内に利用し、他には利用しません。

〈講師〉

萬國法律事務所 パートナー弁護士 陳誌泓
萬國法律事務所 パートナー弁護士 王孟如
萬國法律事務所 パートナー弁護士 洪邦桓
One Asia Lawyers Group 福岡オフィス代表 越路倫有
One Asia Lawyers Group パートナー 杉山浩司
One Asia Lawyers Group パートナー 伊奈 知芳
One Asia Lawyers Group シンガポールオフィス代表 栗田哲郎

◆ 萬國法律事務所 ◆

1974年10月7日に范光群弁護士、陳傳岳弁護士、黄柏夫弁護士及び賴浩敏弁護士が共同で萬國法律事務所を創立し、手を取り合い、後進を引き立て、共に萬國法律事務所の「正義を心に、法治を実践し、社会に尽くす」歴史の扉を開きました。

当事務所は萬國の一人一人の弁護士に、自らの専門（例えば：工事仲裁、民事訴訟、刑事弁護、会社投資、労資関係、銀行証券、海商保険、特許、商標、著作権、営業秘密等）を有すこと、常に自ら研鑽を積むこと、常にその専門を強化することを要求し、顧客が優勢を保つことに協力し、常にトップを保っております。当事務所は更に萬國一人一人の弁護士に、常に顧客サービスを第一優先とし、顧客のために考え、随時領域や専門を超えて、顧客のために最高なチームを作り、もって顧客のコストダウン、リスク軽減、問題発生への減らし、有効的紛争解決、顧客の正当な権益の維持、企業経営の目標達成に協力しています。

◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

■One Asia Lawyers Group においては、2025年も数々のウェビナーを予定しております。また、企業の方のご要望に合わせて、セミナー・ウェビナーを開催することも可能ですので、ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

seminar@oneasia.legal